

土浦市告示第182号

令和8年度土浦市結婚新生活支援事業補助金交付要項

(趣旨)

第1条 この告示は、婚姻に伴う新生活を経済的に支援することにより少子化対策の推進に資するため、新婚世帯に対し、予算の範囲内において補助金を交付することに関し、土浦市補助金等交付規則（平成13年土浦市規則第36号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この告示において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 新婚世帯 令和8年1月1日から令和9年3月31日までの間に婚姻届を提出し、受理された夫婦（以下「夫婦」という。）が属する世帯をいう。
- (2) 敷金等 婚姻に伴い市内で新たに住宅を賃借する際に要した敷金、礼金及び仲介手数料をいう。
- (3) 引越費用 婚姻に伴い市内の住宅に引越しをするために要した費用（貨物自動車運送事業法（平成元年法律第83号）第7条第1項に規定する一般貨物自動車運送事業者又は同法第36条第1項に規定する貨物軽自動車運送事業者に支払った費用に限る。）をいう。

(補助対象世帯)

第3条 補助金の交付の対象となる世帯は、次の各号のいずれにも該当する新婚世帯とする。

- (1) 令和7年分の夫婦の所得（令和8年4月から同年6月までに第6条の規定による申請をする場合にあっては、令和6年分の夫婦の所得。以下同じ。）の合計額（夫婦の一方又は双方が貸与型奨学金（公的団体又は民間団体が修学又は生活のために学生に貸与した資金をいう。以下同じ。）の返済を現に行っている場合にあっては、夫婦の所得の合計額から令和7年中（令和8年4月から同年6月までに当該申請をする場合にあっては、令和6年中）に返済した貸与型奨学金の合計額を控除した額）が500万円未満であること。
- (2) 夫婦の一方又は双方が第6条の規定による申請をする日（同条において「申請日」という。）において、この補助金の交付の対象となる住宅

- (以下「対象住宅」という。)の所在地に住民登録をしていること。
- (3) 夫婦のいずれもが婚姻届を受理された日(第5条において「婚姻日」という。)において39歳以下であること。
- (4) 夫婦のいずれもが次に掲げる講座等のいずれかをこの補助金の交付決定年度内に受けていること。ただし、当該年度内に受講を完了することが難しいと市長が認める場合であって、申請日において講座等の受講の予約が完了しているときは、この限りではない。
- ア ライフデザイン支援講座(乳幼児と触れ合う体験や子育て世帯との意見交換を含む。)
- イ プレコンセプションケアに関する講座
- ウ 医療機関への妊娠・出産に関する相談
- エ 共家事・共育て講座(男性の家事・育児参画のための講座を含む。)
- (5) 夫婦のいずれもが本市又は他の地方公共団体から、地域少子化対策重点推進交付金交付要綱(令和8年3月31日こども家庭庁長官決定)別紙地域少子化対策重点推進交付金実施要領の別記2結婚・妊娠・共育ての相談機会提供・支援プログラムに基づく補助金その他同種の補助金の交付を受けたことがないこと。
- (6) 夫婦のいずれもが市税及び国民健康保険税を滞納していないこと。
- (7) 新婚世帯に属する者が他の公的制度による敷金等又は引越費用に係る補助等を受けていないこと。
- (8) 新婚世帯に属する者が暴力団員(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第6号に規定する暴力団員をいう。)でないこと。

(補助対象経費)

第4条 補助金の交付の対象となる経費(以下「補助対象経費」という。)は、新婚世帯が令和8年4月1日から令和9年3月31日までの間に支払った敷金等及び引越費用とする。ただし、当該新婚世帯に属する者が勤務先等から敷金等又は引越費用に係る手当等の給付を受けた場合は、当該手当等の給付に相当する額を補助対象経費から控除するものとする。

(補助金の額)

第5条 補助金の額は、1世帯当たり30万円(夫婦のいずれもが婚姻日において29歳以下である場合にあっては、60万円)を上限とする。この場合において、算出した補助金の額に1,000円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。

(補助金の交付申請)

第6条 補助金の交付を受けようとする者は、令和8年度土浦市結婚新生活支援事業補助金交付申請書(様式第1号)に次に掲げる書類を添えて市長に申請しなければならない。

- (1) 婚姻届受理証明書又は夫婦の記載のある戸籍の全部事項証明書
- (2) 夫婦の令和8年度分の所得証明書その他令和7年分の所得を確認することができる書類(申請日が令和8年4月から同年6月までの間である場合にあっては、夫婦の令和7年度分の所得証明書その他令和6年分の所得を確認することができる書類)
- (3) 敷金等に係る補助金の交付を受けようとする者にあっては、対象住宅に係る賃貸借契約書及び領収書その他の当該敷金等に係る支出を証する書類
- (4) 引越費用に係る補助金の交付を受けようとする者にあっては、領収書その他の当該引越費用に係る支出を証する書類及び当該引越費用の内訳が分かる明細書
- (5) 夫婦の所得の合計額が500万円以上であって、夫婦の一方又は双方が貸与型奨学金の返済を現に行っている場合にあっては、当該返済の額が分かる書類
- (6) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類
(補助金の交付決定及び補助金額の確定等)

第7条 市長は、前条の規定による申請があった場合は、その内容を審査し、補助金を交付することを決定し、及び補助金の額を確定したときは、令和8年度土浦市結婚新生活支援事業補助金交付決定兼補助金額確定通知書(様式第2号)により当該申請をした者に通知するものとする。

(補助金の交付の請求)

第8条 前条の規定による通知を受けた者は、速やかに令和8年度土浦市結婚新生活支援事業補助金交付請求書(様式第3号)により市長に補助金の交付を請求するものとする。

2 市長は、前項の規定による請求があったときは、速やかに当該請求をした者に補助金を交付するものとする。

(実績報告)

第9条 第6条第3号及び第4号に掲げる書類の提出をもって、規則第12条第1項の実績報告書が提出されたものとみなす。

(補則)

第10条 この告示に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、市長が別に定める。

付 則

(施行期日)

1 この告示は、令和8年4月1日から施行する。

(この告示の失効)

2 この告示は、令和9年5月31日限り、その効力を失う。